都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに〇)										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの1つに〇)					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法(あてはまるもの全てに〇)								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫(あてはまるもの全てに〇)						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し, 期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており, 年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており, 締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
19	19	17	16	7	4	14	10	19	0	0	3	3	0	0	19	0	0	0	5	1	13	0	0	0	1	2	2	1	3	8	11	15	2	2
滋賀県	大津市	○	○	○		○		○			○	幼稚園、保育園などを通じて就学予定者に就学制度の書類を配布。			○						○					○	申請を希望するものが市役所の支所(市内36箇所)に提出。 郵送で教育委員会へ送付も可。			○	○	○		
滋賀県	彦根市	○	○	○		○	○	○							○						○					○	市の電子申請システムを使って提出				○	○	○	外国籍の保護者向けに、多言語(英語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語)の案内文書を作成している。
滋賀県	長浜市	○	○	○		○		○							○						○									○	○	○		
滋賀県	近江八幡市	○	○		○	○	○	○							○				○										○		○	○		
滋賀県	草津市	○	○		○	○	○	○							○				○											○		○		
滋賀県	守山市	○	○			○		○							○					○								○		○	○			
滋賀県	栗東市	○	○	○		○	○	○							○						○				○						○	○	○	目立つように色紙(黄色)で案内チラシを作成
滋賀県	甲賀市	○		○	○		○	○							○						○									○		○		
滋賀県	野洲市	○	○			○		○							○						○								○		○			
滋賀県	湖南市	○		○		○	○	○							○				○										○			○		
滋賀県	高島市	○	○				○	○							○						○											○		
滋賀県	東近江市	○	○			○		○							○						○									○	○	○		
滋賀県	米原市	○	○			○	○	○							○				○											○	○	○		
滋賀県	日野町	○	○	○			○	○			○	児童扶養手当の申請・相談時に教育委員会窓口への案内依頼			○						○											○		
滋賀県	竜王町	○	○		○	○		○							○				○												○	○		
滋賀県	愛荘町	○						○			○	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。			○						○											○		
滋賀県	豊郷町		○			○		○							○						○											○		
滋賀県	甲良町		○				○	○							○						○													
滋賀県	多賀町	○	○			○		○							○						○									○	○			

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア. イ. ウ. エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ. その他			ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
19	19	19	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	8	0	13	7	3	5	7	7	0	0	3	5	5	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	大津市	○							○											○		○	○			○	○												
滋賀県	彦根市	○							○										○			○								○	○	就学時健康診断の通知の際に、入学前支給についての通知を同封し送付している。							
滋賀県	長浜市	○							○										○			○	○	○			○												
滋賀県	近江八幡市	○							○										○			○			○														
滋賀県	草津市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断案内に、入学前支給の案内を同封							
滋賀県	守山市	○							○										○			○	○		○														
滋賀県	栗東市	○							○											○		○	○	○	○	○	○												
滋賀県	甲賀市	○							○									○				○									○	就学時健康診断の案内に同封して配布							
滋賀県	野洲市	○							○											○		○	○			○													
滋賀県	湖南市	○							○											○		○					○												
滋賀県	高島市	○							○										○			○					○				○	毎年４月に、全児童生徒に対し、就学援助の案内文書（制度の説明や申込書類等）を配布							
滋賀県	東近江市	○							○											○						○													
滋賀県	米原市	○							○										○			○	○			○	○												
滋賀県	日野町	○							○									○				○		○	○														
滋賀県	竜王町	○							○										○						○														
滋賀県	愛荘町	○							○											○										○	○	小学校新1年生に関しては、就学援助制度の案内を個別で郵送した。							
滋賀県	豊郷町	○							○										○											○									
滋賀県	甲良町	○							○										○							○	○												
滋賀県	多賀町	○							○											○						○													

都道府県	市区町村	Ｉ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について						＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
19	19	18	0	0	0	0	1	1	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	8	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	大津市	○							○											○							
滋賀県	彦根市	○							○										○								
滋賀県	長浜市	○							○										○								
滋賀県	近江八幡市	○							○										○								
滋賀県	草津市	○							○											○							
滋賀県	守山市	○							○										○								
滋賀県	栗東市	○							○											○							
滋賀県	甲賀市	○							○									○									
滋賀県	野洲市	○							○											○							
滋賀県	湖南市	○							○											○							
滋賀県	高島市	○							○										○								
滋賀県	東近江市	○							○											○							
滋賀県	米原市						○	令和5年度入学者から就学援助制度とは別に市独自の制度として入学支援金（交付金）を交付しているため。																			
滋賀県	日野町	○							○									○									
滋賀県	竜王町	○							○										○								
滋賀県	愛荘町	○							○											○							
滋賀県	豊郷町	○							○										○								
滋賀県	甲良町	○							○										○								
滋賀県	多賀町	○							○											○							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1）　令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合、その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																						倍	倍			
19	19	15	19	14	13	13	18	12	3	12	12	2	0	4	8	10	6	3	0	2	1	19	0	1	2	19
滋賀県	大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○					1.2			特別な事情がある場合、祖父母等からも申請を受け付けている。	20%未満
滋賀県	彦根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○						1.2				15%未満
滋賀県	長浜市		○													○				○		1.35				15%未満
滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.2				10%未満
滋賀県	草津市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.2				10%未満
滋賀県	守山市	○	○	○	○	○	○	○		○					○	○						1.2				10%未満
滋賀県	栗東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○				1.2				10%未満
滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○			○			○		1.5				15%未満
滋賀県	野洲市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1.2				10%未満
滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○					1.2			認定基準の要件の対象者であっても、要保護者に準ずる程度困窮している者を前提としている為一定の所得基準を設けている。	15%未満
滋賀県	高島市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○					1.2				10%未満
滋賀県	東近江市	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○						1.2				15%未満
滋賀県	米原市	○	○				○		○									○				1.5				15%未満
滋賀県	日野町	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.2				20%未満
滋賀県	竜王町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1.2		教育委員会が給付する必要があると認めた者		10%未満
滋賀県	愛荘町		○				○									○						1.3				15%未満
滋賀県	豊郷町		○				○									○						1.2				20%未満
滋賀県	甲良町		○				○									○						1.2				15%未満
滋賀県	多賀町	○	○	○			○											○				1.3				10%未満

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
19	19	19	0	0	2	2	2	16	16	2	2	19	0	0	2	2	2	17	17	0	0
滋賀県	大津市	○						○	15500		要保護単価の学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計額。1年生は13,230円	○						○	57060		
滋賀県	彦根市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	長浜市	○								○		○						○	57060		
滋賀県	近江八幡市	○						○	11630			○						○	54060		
滋賀県	草津市	○						○	11630			○						○	54060		
滋賀県	守山市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	栗東市	○						○	15500	○	1年13,230円	○						○	57060		
滋賀県	甲賀市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	野洲市	○						○	11630			○						○	54060		
滋賀県	湖南市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	高島市	○			○	11630	10858					○			○	54060	53685				
滋賀県	東近江市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	米原市	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	日野町	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	竜王町	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	愛荘町	○						○	13900			○						○	57060		
滋賀県	豊郷町	○						○	11630			○						○	57060		
滋賀県	甲良町	○			○	11630	11630					○			○	57060	57060				
滋賀県	多賀町	○						○	11630			○						○	57060		

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
19	19	10	9	9	1	1	1	0	0	0	6	19	7	7	12	12	12	0	0	0	0
滋賀県	大津市	○	○	35384								○			○	22690	21863				
滋賀県	彦根市	○	○	0							実績なし	○			○	22690	16662				
滋賀県	長浜市											○	○	20426							
滋賀県	近江八幡市	○			○	40020	0				実績なし	○			○	22690	22690				
滋賀県	草津市	○	○	0							支給対象者がいないため。	○	○	22515							
滋賀県	守山市	○	○	0							実績なし	○			○	22690	22690				
滋賀県	栗東市	○	○	0							5年度支給実績無し	○	○	30090							
滋賀県	甲賀市	○	○	21620								○	○	19949							
滋賀県	野洲市	○	○	6600								○	○	23663							
滋賀県	湖南市											○			○	22690	19134				
滋賀県	高島市											○			○	22690	19065				
滋賀県	東近江市	○	○	0							対象者なし	○			○	22690	16677				
滋賀県	米原市											○			○	22690	16357				
滋賀県	日野町											○	○	22690							
滋賀県	竜王町	○	○	13200								○	○	22690							
滋賀県	愛荘町											○			○	22690	18976				
滋賀県	豊郷町											○			○	22690	11731				
滋賀県	甲良町											○			○	22690	22690				
滋賀県	多賀町											○			○	22690	18204				

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
19	19	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	7	2	2	4	4	4	0	0	1	1	4
滋賀県	大津市																					
滋賀県	彦根市																					
滋賀県	長浜市																					学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計金額として、1年生13,200円、2～6年生15,500円を支給している。
滋賀県	近江八幡市											○			○	14000	1160					
滋賀県	草津市	○	○	9092								○	○	2288								
滋賀県	守山市	○			○	11000	9673															
滋賀県	栗東市											○			○	14000	12714					
滋賀県	甲賀市	○	○	7580																		
滋賀県	野洲市	○			○	11000	9350															
滋賀県	湖南市	○			○	11000	8945					○								○		月ごとの定額（14,000円（国の要保護補助金の予算単価）÷12ヶ月=約1,166円）を学校長に認められた月分（タブレット端末の持ち帰り期間）のみ、世帯単位で支給
滋賀県	高島市																					
滋賀県	東近江市																					
滋賀県	米原市											○			○	14000	2801					
滋賀県	日野町																					
滋賀県	竜王町																					
滋賀県	愛荘町																					
滋賀県	豊郷町											○			○	14000	0				実績なし	
滋賀県	甲良町																					医療費については医療福祉費支給制度がある為支給は0円
滋賀県	多賀町											○	○	4360								医療費：支給平均額0円（実績なし）・・・多賀町子育て応援により中学校卒業まで医療費無料

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1）費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
19	19	19	0	0	2	2	2	16	16	2	2	19	0	0	2	2	2	17	17	0	0
滋賀県	大津市	○						○	27310		要保護単価の学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計額。1年生は25,040円	○						○	63000		
滋賀県	彦根市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	長浜市	○								○		○						○	63000		
滋賀県	近江八幡市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	草津市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	守山市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	栗東市	○						○	27310	○	1年25,040円	○						○	63000		
滋賀県	甲賀市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	野洲市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	湖南市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	高島市	○			○	22730	21427					○			○	63000	28666				
滋賀県	東近江市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	米原市	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	日野町	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	竜王町	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	愛荘町	○						○	25000			○						○	63000		
滋賀県	豊郷町	○						○	22730			○						○	63000		
滋賀県	甲良町	○			○	22730	22730					○			○	63000	63000				
滋賀県	多賀町	○						○	22730			○						○	63000		

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1）費目毎の援助額																			
		通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
19	19	9	8	8	1	1	1	0	0	0	6	19	7	7	12	12	12	0	0	0	0
滋賀県	大津市	○	○	60627								○			○	60910	49030				
滋賀県	彦根市	○	○	0							実績なし	○			○	60910	56595				
滋賀県	長浜市											○	○	61468							
滋賀県	近江八幡市	○			○	80880	0				実績なし	○			○	60910	53006				
滋賀県	草津市	○	○	0							支給対象者がいないため。	○	○	56871							
滋賀県	守山市	○	○	107740								○			○	60910	60910				
滋賀県	栗東市	○	○	0							5年度支給実績無し	○	○	56290							
滋賀県	甲賀市	○	○	66727								○	○	60504							
滋賀県	野洲市	○	○	0							対象品目としてはあるが実績なし	○	○	63754							
滋賀県	湖南市											○			○	60910	59336				
滋賀県	高島市											○			○	60910	58743				
滋賀県	東近江市	○	○	0							対象者なし	○			○	60910	58449				
滋賀県	米原市											○			○	60910	38467				
滋賀県	日野町											○	○	60910							
滋賀県	竜王町											○	○	60910							
滋賀県	愛荘町											○			○	60910	60723				
滋賀県	豊郷町											○			○	60910	40116				
滋賀県	甲良町											○			○	60910	60910				
滋賀県	多賀町											○			○	63000	60567				

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																					
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																					6. その他
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																					就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
		（1）費目毎の援助額																				（2）補足事項	
		卒業アルバム代等										オンライン学習通信費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		
19	19	5	2	2	3	3	3	0	0	0	0	7	2	2	4	4	4	0	0	1	1	5	1
滋賀県	大津市																					体育実技用具費は剣道52,900円、スキー38,030円（ともに上限額）だが、ともに支払い実績はなし。	
滋賀県	彦根市																						
滋賀県	長浜市																					学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）の合計金額として、1年生25,400円、2～6年生27,310円を支給している。	
滋賀県	近江八幡市											○			○	14000	3180						
滋賀県	草津市	○	○	7107								○	○	5633									
滋賀県	守山市	○			○	8800	6539																「7. 令和6年度準要保護就学援助額」内の「オンライン学習通信費を援助項目に追加しない理由」について、全額本市が負担しているのは就学援助世帯のみ。（就学援助世帯に対して貸与ルーターの保護者負担金の免除を実施している。）
滋賀県	栗東市											○			○	14000	12817						
滋賀県	甲賀市	○	○	8423																			
滋賀県	野洲市	○			○	8800	8140																
滋賀県	湖南市	○			○	8800	8715					○								○		月ごとの定額（14,000円（国の要保護補助金の予算単価）÷12ヶ月=約1,166円）を学校長に認められた月分（タブレット端末の持ち帰り期間）のみ、世帯単位で支給	
滋賀県	高島市																						
滋賀県	東近江市																						
滋賀県	米原市											○			○	14000	2179						
滋賀県	日野町																						
滋賀県	竜王町																						
滋賀県	愛荘町																						
滋賀県	豊郷町											○			○	14000	0				実績なし		
滋賀県	甲良町																					医療費については医療福祉費支給制度がある為支給は0円	
滋賀県	多賀町											○	○	5073								医療費:支給平均額0円（実績なし）・・・多賀町子育て応援により中学校卒業まで医療費無料	